

公認審判員資格の登録に関するガイドライン改訂版

令和2年12月17日
公益財団法人日本バドミントン協会

1) 検定会実施（新規取得）の場合

対象級	・実施前の申請	・実施後の報告・登録申請
1 級	1. 検定会開催申請書【様式S9号】(開催60日前までに日本協会へ申請) 《添付書類》講習会・検定会実施要項 2. 開催申請許可後、日本協会ホームページより、検定会開催登録	日本協会ホームページより検定会終了報告 合格者入力 → 決済依頼 《添付書類》 ①学科試験問題 ②検定会試験結果報告書【様式S10号】 ③(資格取得後2年以内の場合は)特別推薦書【様式S8号】
2 級	1. 検定会開催申請書【様式S9号】(開催60日前までに地区連盟へ申請) 《添付書類》講習会・検定会実施要項 2. 開催申請許可後、日本協会ホームページより、検定会開催登録	
3 級 準3級	日本協会ホームページより、検定会開催登録	日本協会ホームページより検定会終了報告 合格者入力 → 決済依頼

【注意】

「検定会終了報告」後、開催都道府県以外から本会会員登録している合格者、または全国8連盟開催の合格者の決済については、本会会員登録の都道府県協会へ決済依頼があります。各都道府県は登録申請料等の支払い決済を行ってください。

- 例1) A県の会員がB県で検定会を受検した場合は、B県協会がすべて受検者の合格者入力を行い、決済依頼をする。A県の会員は自動的に抽出され、A県事務局ホームに決済依頼が届くので、A県がその会員の登録申請料等の支払い決済を行うことになる。
- 例2) 日本××連盟(全国8連盟)が主催する検定会を実施した場合も、各連盟が日本協会ホームページより検定会終了報告を行い、合格者入力をする。自動的に登録者の会員登録都道府県別に抽出され、決済依頼が各会員登録都道府県協会の事務局ホームに届くので、各都道府県協会がその会員の登録申請料等の決済を行う。各連盟はそれぞれの都道府県協会と申請料等の受け渡しについて話し合っておくこと。

2) 更新の場合会員（会員登録している都道府県協会より申請）

対象級	・申請者 → 都道府県	・都道府県 → 日本バドミントン協会
1 級	公認審判員資格登録更新申請データ【様式4-1号】を各都道府県協会へ提出 《公認審判員資格証明手帳の添付》不要	申請データを各都道府県協会はまとめ、本会ホームページより、更新申請入力または、更新申請一括入力後、決済依頼処理
2 級	公認審判員資格登録更新申請データ【様式4-2号】を各都道府県協会へ提出 《公認審判員資格証明手帳の添付》不要	
3 級	公認審判員資格登録更新申請データ【様式4-3号】を各都道府県協会へ提出	

(様式4の1-3号は各都道府県保管)

3) 準3級から3級への移行をする場合（会員会員登録している都道府県協会より申請）
（3級公認審判員資格は、満19歳になる年度より有効）

①満18歳になる年度

・申請者 → 都道府県 3級公認審判員資格登録（準3級からの特別移行）申請データ【様式5号】 を各都道府県協会へ提出	・都道府県 → 日本バドミントン協会 申請用紙を各都道府県協会は取りまとめ、本会ホームページより、 更新申請入力、または更新申請一括入力後、決済依頼処理
--	--

②満18歳になった翌年度

・申請者 → 都道府県 3級公認審判員資格登録（準3級からの移行）申請データ【様式6号】を 各都道府県協会へ提出	・都道府県 → 日本バドミントン協会 申請用紙を各都道府県協会は取りまとめ、本会ホームページより、 更新申請入力、または更新申請一括入力後、決済依頼処理
--	--

（様式5・6は各都道府県保管）

4) 失効した公認審判員資格の再取得をする場合

①審判員資格登録を更新しなかった場合

失効していた更新回数分の資格登録料と支払っていない年度の本会会員費、及び再取得費（各級の取得時の資格認定申請料（3級2,000円・2級3,000円・1級4,000円）税別）を支払うことで再取得を認める。

・申請者 → 都道府県 3級公認審判員資格登録（準3級からの特別移行）申請データ【様式11号】 を各都道府県協会へ提出	・都道府県 → 日本バドミントン協会 申請用紙を各都道府県協会は取りまとめ、本会ホームページより、 更新申請入力、または更新申請一括入力後、決済依頼処理
---	--

（様式11は各都道府県保管）

②本会の会員でなくなったとき

支払っていない年度の本会会員費を支払うことで再取得を認める。

対象級	・申請者 → 都道府県 公認審判員資格登録更新申請データ【様式4-1号】を各都道府県協会へ 提出 ≪公認審判員資格証明手帳の添付≫ 不要	・都道府県 → 日本バドミントン協会 申請データを各都道府県協会はまとめ、本会ホームページより、 更新申請入力または、更新申請一括入力後、決済依頼処理
1 級	公認審判員資格登録更新申請データ【様式4-2号】を各都道府県協会へ 提出 ≪公認審判員資格証明手帳の添付≫ 不要	
2 級	公認審判員資格登録更新申請データ【様式4-3号】を各都道府県協会へ 提出	
3 級	公認審判員資格登録更新申請データ【様式4-3号】を各都道府県協会へ 提出	

（様式4の1-3号は各都道府県保管）

5) 再交付（バッジ紛失等）の場合（会員登録している都道府県協会より申請）
バッジ再交付申請書【様式S7号】《公認審判員資格証明手帳の添付》 不要

6) 記録欄満了の場合
必要な方は、各自、電子会員証の表示画面から出力してください。

※様式1～10号は本会ホームページに掲載しますが、行数・サイズ等の書式を変えずに利用してください。
※複数の級や新規・更新等を1度にまとめて申請する場合には、種別ごとにまとめて申請入力してください。
※4) 再交付の場合には、別途入金が伴いますので「振込通知書」を添付してください。